

補助事業実施の手引き

(令和2年度高知県食品産業総合支援事業費補助金)

高知県 産業振興推進部
地産地消・外商課

1 はじめに

- 本書は、補助事業をより効率的に、かつ適切に実施していただくためのポイント、留意点を記したものです。
- したがって、企業等の代表者をはじめ、技術担当・経理担当など事業に関わる皆様また支援機関の皆様で目を通すようにしてください。

2 事業の目的

この補助金は、県内の食品関連事業者等（以下、「事業者」）が、事業活動における事業化プラン・事業戦略づくりを通じて商品開発・改良、衛生管理向上及び生産性向上などの各分野において必要となる費用の一部を助成することにより、企業の事業拡大に対する挑戦を後押しし、本県経済の一層の飛躍を図ることを目的としています。

3 補助の概要

■ 補助対象事業

（1）商品開発事業

商品の具体的な開発方法が明らかになった商品について、商品力を向上させ、販売拡大を促進することを目的に行う専門家アドバイス、パッケージの開発、販促物の製作、展示商談会の出展等の事業

（2）商品改好事業

商品の具体的な改良方法が明らかになった商品について、商品力を向上させ、販売拡大を促進することを目的に行う専門家アドバイス、パッケージの改良等の事業

（3）衛生管理向上事業

衛生管理手法である HACCP 手法の導入・定着を推進していく上で必要となった国際衛生基準認証取得の審査、改修工事、及び機器類の導入等の事業

（4）生産性向上事業

製造の省力化及び効率化等を推進していく上で必要となった機器類の導入等の事業

■ 補助事業者

食品ビジネスまるごと応援事業を活用しようとする県内に所在する食品加工事業者又は団体のうち、下記の条件を満たすもの、かつ審査会で承認されること

（1）商品開発事業

高知県版 HACCP 第 2 ステージ以上の認証を受けていること、又は令和 2 年 12 月までに申請を行うこと

（2）商品改好事業

高知県版 HACCP 第 2 ステージ以上の認証を受けていること、又は令和 2 年 12 月までに申請を行うこと

（3）衛生管理向上事業

高知県版 HACCP 第 2 ステージ以上の認証を受けていること、又は令和 2 年 12 月までに申請を行うこと

（4）生産性向上事業

高知県版 HACCP 第3ステージ以上の認証を受けていること、又は令和2年12月までに申請を行うこと

■ 補助率・補助限度額

〈補助率〉

1/2以内（工事請負費及び機器整備費は1/3以内）

〈補助限度額〉

（1）商品開発

補助上限額 300万円

補助下限額 10万円

※申請は各年度につき、1回まで。

※他の区分併せて申請する場合でも、上限額は同額

（2）商品改良

補助上限額 150万円

補助下限額 10万円

※申請は各年度につき、1回まで。

※他の区分併せて申請する場合でも、上限額は同額

（3）衛生管理向上

補助上限額 300万円

補助下限額 10万円

※申請は各年度につき、1回まで。

※他の区分と併せて申請する場合でも、上限額は同額

（4）生産性向上

補助上限額 300万円

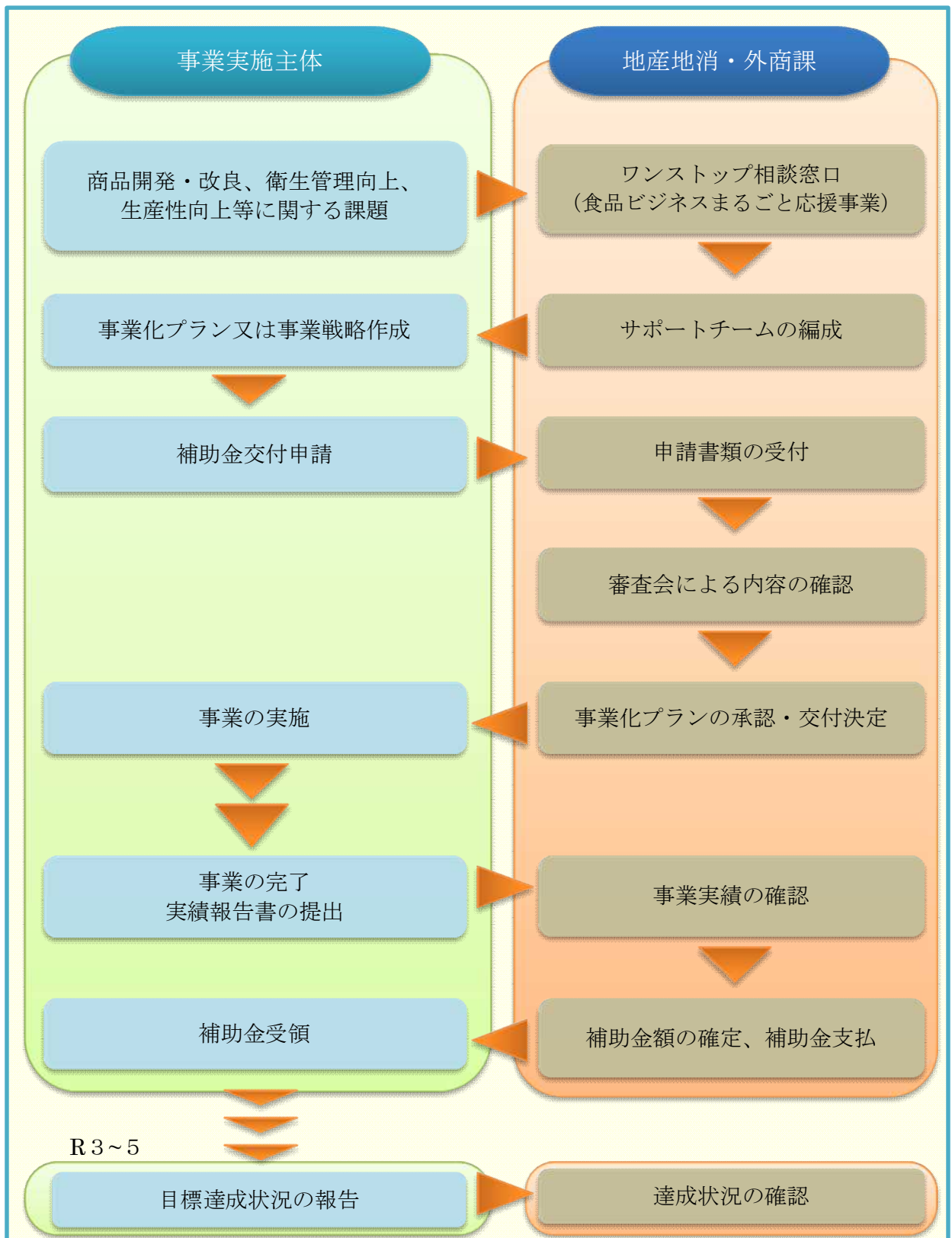
補助下限額 10万円

※申請は各年度につき、1回まで。

※他の区分と併せて申請する場合でも、上限額は同額

※事業戦略策定済み事業者については、補助上限額を600万円とします。

4 事業実施のフロー



5 補助対象となる経費の例

(1) 商品開発

■商品開発に必要な経費

① 専門家等からの指導・助言に対する謝礼金

- ・消費者の視点を取り入れるための市場ニーズの調査、ターゲット・コンセプトの検討に対する指導・助言
- ・素材または原材料の生産者との連携に対する指導・助言
- ・商品の付加価値の向上、新商品の検討に対する指導・助言
- ・商品に合った販売方法全般などへの指導・助言

※専門家等の指導・助言に伴う移動等に係る旅費も含まれます。ただし、領収書等により金額の確認が行えるものに限りです。

② 委託費

- ・試作品の市場調査にかかるコンサルティング会社等への委託料
- ・試作品の製造に係る委託料

※試作品の製造は、商品開発のために必要な最低限の数量に限りです（上限は1申請あたり500個までとする）。

- ・印刷時の製版代（版代、型代等）
- ・パッケージ等の開発のデザインの外注費

※パッケージ等の開発には、納入時の外箱のサイズ（小ロットへの対応）・デザイン（JANコード・ITF表示含む）も対象として含まれる。

※デザイン完成後に、使用が一部店舗に限定されるものは除く。

- ・レシピ、POP、パンフレット等の作成に係る外注費

※レシピ作成には、商品そのもののレシピ及び商品を使った調理例のレシピも含む。

③ 役務費

- ・商品及びパッケージの開発に伴う、関係機関での微生物や栄養成分等の検査費用として支払われる経費
- ・商標登録に係る経費
- ・機能性表示食品の審査に要する経費

④ 機器整備費

- ・商品開発に必要な機器類の新設に要する導入経費

※1件当たりの取得価格（税抜）が50万円未満のものに限る。

■商品PRに効果的な経費

① 役務費

- ・展示商談会に参加するための資材の運搬費
- ・商品PRに伴う試食・試飲の実施に伴い、必要となる販売促進員（マネキン）等に要する経費
- ・インターネットでのeコマースサイトの新規開設に要する経費

※販売サイトに係る経費に限る。

② 印刷製本費

- ・商品 PR に使用する新たなラベルや外箱などのパッケージ等の印刷に要する経費

※既存のパッケージ等の追加的な印刷に要する経費は、補助の対象となりません。

※補助対象とする PR 用パッケージは、500 部までとする。

- ・商品 PR に使用する、リーフレット・ポスター・POP などの販促印刷物の印刷に要する経費

※会社の PR やその他商品の営業活動のために使用する印刷物等の印刷に要する経費は、補助の対象となりません。

※補助対象とする PR 用販促印刷物は、500 部までとする。

③ 需用費

- ・商品 PR に使用する、新たなラベル台紙やパッケージ容器などのパッケージ資材等の購入に要する経費

※既存のパッケージ資材等の追加的な購入に要する経費は、補助の対象となりません。

- ・商品の特性を効果的に顧客に伝えるために必要な資材等の購入に要する経費

※商品の特性を PR するために必要とされる資材等に限り、文房具類や梱包資材、試食用の箸・スプーン等の消耗品は、補助の対象となりません。

④ 旅費

- ・新たに出展する県外の展示商談会出展での商品 PR にかかる旅費

※領収書等により金額の確認が行えるものに限り、

※ガソリン等の燃料代、レンタカー代、駐車場代及び近距離の移動に係る交通費（例：都区内の電車移動）等は、補助の対象となりません。

※1 回あたりの展示商談会出展時の補助対象人数は 2 名までとします。

⑤ 使用料及び賃借料

- ・展示商談会に出展するための出展料、装飾などに要する経費

- ・商品 PR に使用する、什器等の借上げに要する経費

※県及び高知県地産外商公社が主催・出展する展示商談会等については、補助の対象となりません。

(2) 商品改良

■商品改良に必要な経費

① 専門家等からの指導・助言に対する謝礼金

- ・消費者の視点を取り入れるための市場ニーズの調査、ターゲット・コンセプトの検討に対する指導・助言

- ・素材または原材料の生産者との連携に対する指導・助言

- ・商品の付加価値の向上、新商品の検討に対する指導・助言

- ・商品に合った販売方法全般などへの指導・助言

※専門家等の指導・助言に伴う移動等に係る旅費も含まれます。ただし、領収書等により金額の確認が行えるものに限り、

② 委託費

- ・試作品の市場調査にかかるコンサルティング会社等への委託料

- ・試作品の製造に係る委託料

※試作品の製造は、商品開発のために必要な最低限の数量に限り、（上限は 1 申請あたり

500 個までとする)。

- ・印刷時の製版代（版代、型代等）
- ・パッケージ等の改良のデザインの外注費

※パッケージ等の改良には、納入時の外箱のサイズ（小ロットへの対応）・デザイン（JANコード・I T F 表示含む）も対象として含まれる。

※デザイン完成後に、使用が一部店舗に限定されるものは除く。

- ・レシビ、POP、パンフレット等の作成に係る外注費

※レシビ作成には、商品そのもののレシビ及び商品を使った調理例のレシビも含む。

③ 役務費

- ・商品及びパッケージの改良に伴う、関係機関での微生物や栄養成分等の検査費用として支払われる経費
- ・商標登録に係る経費
- ・機能性表示食品の審査に要する経費

（3）衛生管理向上

■HACCP手法の導入に必要と認められる経費

① 役務費

- ・国際的な食品安全規格（FSSC22000等）の取得にあたって、認証機関の審査（初回のみ）に必要となる手数料

② 機器整備費

- ・危害要因を取り除くのに直接有効と考えられる機器類の導入経費

※県版 HACCP（第2ステージ以上）の認証の取得見通しが明らかであること

③ 工事請負費

- ・危害要因を取り除くのに直接有効と考えられる改修工事に要する経費

※県版 HACCP（第2ステージ以上）の認証の取得見通しが明らかであること

※トイレ及び手洗い設備の改修工事は除きます。

※HACCPアドバイザーによる指摘を受けたものに限りです。

（4）生産性向上

■省力化、効率化及び商品開発に効果的な経費

① 専門家等からの指導・助言に対する謝礼金

- ・製造の省力化、効率化に対する指導・助言

※専門家等の指導・助言に伴う移動等に係る旅費も含まれます。ただし、領収書等により金額の確認が行えるものに限りです。

② 機器整備費

- ・既に県版 HACCP（第3ステージ）の認証を取得済み又は取得予定の製造工程における機器類の新設又は更新に要する導入経費

※機器類を導入することで、製造工程全体で生産性を向上させる計画となっていること

（例：機器類導入後に生産能力が向上、従来手作業で行っていたものの機械化、製造時間の短縮化など）

※建物の付属設備に該当する設備を除きます。

※上記の中で不明なものや、上記以外の対象経費について申請予定の場合は、事業計画書等の作成後、あらかじめ担当窓口でご相談ください。

6 交付申請の際の提出書類

① 補助金交付申請書（補助金交付要綱 別記第1号様式）

※添付書類

- a) 事業化プラン（高知県食品ビジネスまるごと応援事業実施要綱別記第1号様式）又は事業戦略（高知県食品ビジネスまるごと応援事業実施要綱別記第2号様式）
- b) 会社パンフレット
- c) 組織の規約又は法人定款
- d) 貸借対照表及び損益計算書（直近の2期分に係るもの）
- e) 直近1年について都道府県税の滞納がない旨を証する納税証明書
- f) 補助金支払口座（県から補助金を振り込む口座）
- g) 見積書等の積算根拠資料

② 事業計画書（補助金交付要綱 別記第2号様式）

7 補助金 Q&A

Q1 国や県等の制度融資を受ける予定であるが、併せて、この補助金を受けることができるか。
A1 制度融資を受けることで、この補助金の交付が制限されることはありません。 また、この補助金を受ける場合であっても、事業経費の一部に制度融資を活用することは可能と思われるため、詳しくは各融資の担当窓口でお問い合わせください。
Q2 国や県等の他の補助金を受ける予定であるが、併せて、この補助金を受けることができるか。
A2 令和2年度を補助対象期間として、他の補助金を活用する場合は、補助の対象となりません。ただし、公的機関以外からの補助金を活用する場合は、補助の対象になることがありますので、申請前にご相談いただきますようお願いいたします。
Q3 申請はいつまでに行えばよいのか。
A3 申請の期限は特に設けていませんが、補助金交付決定を受けた事業は、当年度内の3月31日までに対象経費の支払いを完了していただくことが必要となります。このことから、申請書類の作成、審査、交付決定などにかかる期間（最低でも1～1.5か月程度は必要）を考慮して早めの申請をお願いします。 なお、交付決定通知前に行った事業内容については、補助対象経費として認められませんので注意してください。
Q4 補助申請にあたり、まずは何を行えばよいか。
A4 事業の実施内容及びスケジュールを明確にするとともに、必要経費を算出して下さい。詳細については、事前に地産地消・外商課までお問い合わせください。
Q5 この補助金を受け実施する事業の内容は、公表されるのか。
A5 事業拡大の取り組みとして有用な事業については、事業者と県地産地消・外商課との協議のうえ、公開対象範囲を決定し、県ホームページ等を通じて公開させていただくことがあります。 また、県の取り組みを広く県民の方にお知らせするために、補助事業者、補助金額、補助対象商品などを公開する場合がありますが、開発の経過など事業者の競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害する恐れのある内容は公開いたしません。
Q6 商品開発、商品改良、衛生管理向上、生産性向上に係る経費を同時に計上して一度に申請することはできるのか。
A6 できます。ただし、同一申請した場合でも上限額は原則300万円です。

Q7 交付申請の際、消費税等仕入控除税額を減額して交付申請を行うこととされているが、どのような意味か。

A7 消費税及び地方消費税の税務署への納付税額は、課税期間中の課税売上げに係る消費税額から課税仕入れ等に係る消費税額を差し引いて（仕入税額を控除して）計算します。

この控除により、補助対象経費に含まれる消費税相当額を結果として補助事業者が負担しない場合があるため、あらかじめ仕入控除税額を減額して交付申請することとしています。

ただし、実績報告の段階で仕入控除税額が明らかになる場合には実績報告でこれを減額して報告していただくこととし、実績報告の時点においても確定しない場合は、消費税額を含む額により補助金の額の確定を行います。仕入控除税額が確定した段階で、この補助金相当額を返還していただくこととなります。消費税等仕入控除税額について不明な点がある場合は、お近くの税務署にご相談ください。

税務署名	所在地	電話番号	管轄地域
安芸	〒784-0001 安芸市矢ノ丸4丁目5番地7	0887-35-3115	室戸市 安芸市 安芸郡
南国	〒783-0004 南国市大そね甲1592番地の2	088-863-3215	南国市 香南市 香美市 長岡郡
高知	〒780-0061 高知市栄田町2丁目2番10号 高知よさこい咲都合同庁舎	088-822-1123	高知市 土佐郡
伊野	〒781-2103 吾川郡いの町幸町5番地	088-893-1121	土佐市 吾川郡 高岡郡のうち 日高村
須崎	〒785-0004 須崎市青木町1番4号 須崎第二地方合同庁舎	0889-42-2355	須崎市 高岡郡（伊野税務署 管内の地域を除く。）
中村	〒787-0022 四万十市中村新町4丁目4番地	0880-35-2135	宿毛市 土佐清水市 四万十市 幡多郡

Q8 補助交付決定の後、3月31日までに終了見込みが立たない補助対象事業の実施時期延長は認められるのか。

A8 認められません。単年度で3月31日までに終了見込みの事業を補助対象事業とします。計画的な事業執行にご留意ください。

なお、3月31日までに補助事業等が完了しない場合又は補助費業等の遂行が困難となった場合は、速やかに県地産地消・外商課に報告し、その指示を受けてください。

Q9 商品パッケージの納品は3月10日に終了するが、デザイン会社へのデザイン料の支払いが4月20日となるような場合、当該経費は補助対象経費となるのか。

A9 原則、対象経費と認められません。支払いは、3月31日までに必ず完了することとしてください。この点を踏まえ、スケジュール管理に特に留意をお願いします。

Q10 補助金の支払いはいつになるのか。
A10 補助金は原則として、補助事業が終了し実績報告書を提出いただいた後、事業が適正に執行されたことを確認したのちに支払います。詳しくはご相談ください。
Q11 実績報告は3月31日までに行えばよいのか。
A11 補助対象となった商品開発、商品改良、衛生管理向上又は生産性向上の事業が完了した場合、申請時に掲げる事業実施期間の終了を待たずに、14日以内に実績報告を行ってください。 <p>なお、申請時に提出するスケジュールまたは工程表に基づき、事業の執行状況を地産地消・外商課より電話等にて確認する場合もあるので、ご協力をお願いします。</p>
Q12 補助金の受け取り後にすべきことはあるのか。
A12 令和2年度から令和4年度までの目標数値の達成状況をそれぞれ翌年度の4月30日までに報告していただく必要があります。また、補助事業に係る帳簿及び関係書類は、令和7年5月31日まで保管して下さい。また、取得金額が50万円以上の機器類等を購入し、要綱に定める取得財産等管理台帳を県に提出した場合は、当該台帳を耐用年数に相当する期間まで保管して下さい。
Q13 商品の販売を伴う経費は補助対象となるか。
A13 販売を伴う経費について補助の対象とすることは認めていません。
Q14 商品開発と商品改良の違いは何か？
A14 商品開発は、新たに商品のJANコードを設けるものをいいます。ただし、単なる内容量の変更や既存商品と連動した姉妹品（シリーズ品）の開発はこれに該当しません。 <p>詳細については、申請前に地産地消・外商課に必ずご相談ください。</p>
Q15 商品開発に係る事業において、東京へ5泊6日出張し、うち2日は専門家からのアドバイスを受ける予定で、残り4日は営業活動を行う予定である。パック旅行で15万円の経費だが、補助対象額はいくらとなるのか。 <p>また、補助金額の上限はあるのか。</p>
A15 出張目的が補助対象以外の事業（例えば営業活動等）と重複する場合は、補助対象経費の全経費を日数等であん分し、積算します。上の例においては、15万円×2日/6日で計算するので、5万円が補助対象経費となります。 <p>なお、補助対象事業に関する出張については、社内での出張報告書等により出張目的や結果を確認することができるものを整備しておいてください（経費が全額対象にならない場合もあります）。</p> <p>また、補助金額については、高知県の旅費に関する規定による上限額が設定されています。詳細については、申請前に地産地消・外商課にご相談ください。</p>

Q16 商品開発や商品改良に係る事業において、商品パッケージの開発や改良する際のパッケージ印刷代は、補助対象経費となるのか。

A16 パッケージ印刷時の製版代（版代、型代等）は、補助対象になりますが、パッケージ印刷資材に要する費用は、原則補助対象となりません。ただし、商品 PR のために、展示商談会等で来場者に無料サンプルとして配布する場合などは、配布分のみ補助の対象になることがありますので、申請前にご相談いただきますようお願いいたします。

Q17 生産性向上に係る事業において、自社の工場にて製造の省力化や効率化に関する助言を受けるため、県外から専門家を招聘し、その旅費を負担した場合、補助対象経費となるのか。

A17 補助対象となります。

Q18 試作品の開発等に必要不可欠な原材料等の購入に要する経費は対象となるのか。

A18 試作品の開発等に必要不可欠な属性を有している原材料（農畜水産物及び農畜水産加工品に限る。）を購入する場合など、対象となる場合もあるのでご相談ください。ただし、通常の商品の加工工程で使用されるような原材料や既に自社等において所有していた在庫品を使用するような場合、また一般的な調味料等については対象になりません。また、補助事業終了時には使い切ることを原則とし、補助事業終了時点での未使用残存品相当分は補助対象となりません。

対象となる例…初めて使用する原材料であり 1 ロットでの購入が必要なもの、最適な配合比を決定するために多量の試作原材料が必要となるもの、など

Q19 施設設備の整備は認められるのか。また、機器類などの購入額に上限は無いのか。

A19 施設設備は補助の対象外であり、認められませんが、HACCP 手法の導入に必要と認められる改修工事の経費が認めれる場合があります。なお、機器類の購入額に上限は設定していません。

補助の対象になるかどうかの判断につきましては、申請前に地産地消・外商課に必ずご相談ください。

Q20 補助事業の内容を大幅に変更する場合は、どのような場合か。

A20 例えば、以下の場合を指します。詳しくはご相談ください。

例 1) 実施主体が変更になる場合

例 2) 開発・改良する商品内容が変更になる場合

例 3) 購入する機器が変更する場合

Q21 機器類等を購入する場合は複数見積もりを取る必要があるか

A21 複数見積もり又は入札を行うことが望ましいですが、既存の取引先との取り決めや購入予定の機器類の機能の特異性などから複数見積もり等を行うことが困難な場合は、1社からの単独見積もりによる購入であってもやむを得ないものと考えます。

ただし、単独見積もりにより購入する場合においては、単独見積もりとなった理由及び経過などの記録を残しておいてください。実績報告時に記録の写しの提出を求める場合があります。

例) 搾汁機を購入する場合

1) 機械メーカーA社、B社のいずれの機械であっても、商品の改良成果(結果)に大きな差が出ない場合

⇒ 購入を希望する機械の仕様書を明示しA社、B社の両方の機械の見積りを徴収したうえで、価格の低い機械を購入した場合、補助対象経費と認めうる。

2) B社の機械の方が価格が低いとみられるが、A社の機械を使用した方が、衛生面や商品の改良成果(結果)に大きく貢献または影響する場合

⇒ A社の機械の見積りのみで購入した場合においても、補助対象経費として認めうる。

3) A社の機械購入にあたって、販売店X店、Y店のいずれでも購入が可能で、同程度の価格と判断される場合

⇒ X店、Y店から見積りを徴収したうえで、代金支払いやアフター内容等により、購入先の選定理由が適当と認められる場合、補助対象経費と認めうる。

4) A社の機械購入にあたって、A社との直取引による購入またはA社指定の販売店からの購入によってしか購入できない場合

⇒ A社との直取引による購入またはA社指定の販売店からの購入をした場合においても、補助対象経費と認めうる。

Q22 機器類等を購入し納品が完了すれば、発注書などは廃棄してよいか。

A22 廃棄しないで保管しておいてください。見積書、発注書又は注文書の写し、契約書又は注文請書、工事完了届、検収調書、支払請求書、領収書、カタログ又は設計図及び仕様書などの証拠書類については、要綱第15条に定める期間中は保管しておいてください。実績報告時などに写しの提出を求める場合があります。

なお、納品前後の設置場所の写真を撮影しておくことが望ましいです。

Q23 補助事業を活用して開発・改良した商品の、試作段階の試作品なども保管しておく必要があるか。

A23 必ずしも保管する必要はありません。当該物件の内容を確認することができる写真等により代用することができるものとします。

Q24	申請時には、試作品開発を外注する予定であったが、結果的には自社の製造ラインで開発したため、事業に係る経費が申請時より少なくなった。このような場合でも変更申請が必要か。
A24	<p>交付決定額全体の20%を超えない範囲での減額に関する内容については、変更申請の必要はありません。例えば、事業費180万円（交付決定額90万円）の場合、事業費ベースで36万円（補助金額で18万円）までの範囲の減額であれば変更申請の必要はありません。</p> <p>ただし、補助対象費目「機器整備費」において補助が認められた機器類については、申請時と異なる種類の機器類を購入することとなった場合（例えば、フードプロセッサーを購入予定であったが、フードプロセッサーの購入に代えて搾汁機を購入しようとする場合など）又は機器類を購入しないことを決定した場合には、金額の高低に関わらず、購入準備前に必ず地産地消・外商課に相談してください。事前の相談が無かつ変更申請も行われていない場合などは、補助対象経費として認められない場合があります。また、変更申請が行われた場合であっても、補助対象経費として認めることを保証するものではないので注意してください。</p>

Q25	購入する機器類の種類は同じであるが、機械の規格を変更する場合においても、必ず変更申請が必要となるのか。
A25	内容によって、変更申請が不要場合がありますので、申請時の購入予定機械から規格を変更する場合も、必ず地産地消・外商課に報告し、指示を受けてください。

Q26	補助金に係る費用の支払いはクレジットカードによる支払いでも構わないか。
A26	<p>支払方法は、銀行振込または現金支払を原則とし、領収書等の支払を証明することのできるものを必ず保管してください。銀行振込の際は、銀行の受領書（振込依頼書控え）を必ず受け取って、伝票類と一緒に保管しておいてください。（振込手数料は、相手先負担の場合を含め、補助対象外です。）</p> <p>クレジットカードによる支払いは構いませんが、別の取引との相殺払、補助事業に係る費用以外の支払との混合払、手形による支払及び手形の裏書譲渡による支払はしないでください。これは、実績報告など後の報告・照会において、支払状況が不明確になることを防止するためです。</p> <p>ただし、商慣習や取引先との取り決めなどにより、銀行振込での支払いが困難な場合は例外的にその他の方法で支払いを行うことを認めるものとしますが、領収書等の証拠書類により補助事業に係る支払が明確になるようにしておいてください。なお、クレジットカードによる支払いの場合、カード利用明細書は必ず保管して下さい。</p>

Q27	国際的な食品安全規格の取得で補助対象と認められる規格とは何か。
A27	<p>以下の規格を補助対象とします。詳しくはご相談ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① FSSC 22000 ② ISO 22000 ③ JFS-B/C規格

